



2021年5月26日

各 位

会社名 株式会社シグマクシス
代表者名 代表取締役社長 富村 隆一
(コード番号：6088 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 C F O 田端 信也
(TEL. 03-6430-3400)

商号変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年4月22日付で2021年10月1日を目途に会社分割の方式により持株会社体制へ移行する旨を公表しております。

当社は、2021年5月26日開催の当社取締役会において、商号変更及び定款の一部変更について、2021年6月24日開催予定の第13期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 商号変更について

(1) 変更の理由

2021年4月22日付で公表した「会社分割（簡易吸収分割及び簡易新設分割）による持株会社体制への移行、第三者割当による新株式の発行並びに資本・業務提携に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、持株会社体制への移行及びグループ再編に伴い、当社の商号を変更するものがあります。

(2) 新商号（英文表記）

株式会社シグマクシス・ホールディングス（SIGMAXYZ Holdings Inc.）

(3) 変更予定日

2021年10月1日

本商号変更は、2021年6月24日開催予定の当社定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることが条件となります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

持株会社体制への移行及びグループ再編に伴い、当社の商号及び事業目的の変更を行うため現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）等に所要の変更を行うものであります。

なお、今回の定款変更は、第38条を除き、2021年10月1日に効力が発生するものとします。

(2) 定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (商号) 当社は、<u>株式会社シグマクシス</u>と称し、英文では <u>SIGMAXYZ Inc.</u>と表示する。</p>	<p>第1条 (商号) 当社は、<u>株式会社シグマクシス・ホールディングス</u>と称し、英文では <u>SIGMAXYZ Holdings Inc.</u>と表示する。</p>
<p>第2条 (目的) 当社は、次の<u>業務を営むことをその目的とする。</u></p>	<p>第2条 (目的) <u>1. 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社 (外国会社を含む。)、組合 (外国における組合に相当するものを含む。)、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支援、支配又は管理することを目的とする。</u></p>
<p>(1) <u>企業戦略の立案、企業革新、企業情報システムの構築及びM&Aに関する支援</u></p>	<p>(1) <u>企業戦略の立案、企業革新、企業情報システムの構築、企業診断、投資計画、企業経営に関する支援及びコンサルティング業</u></p>
<p>(2) <u>電子計算機端末による電子データ伝送交換事業</u></p>	<p>(2) <u>企業買収、合併、事業統合、業務提携、事業譲渡、資本参加等に関する支援及びコンサルティング業</u></p>
<p>(3) <u>有価証券の保有、運用、管理及び売買その他の投資事業</u></p>	<p>(3) <u>投資助言・代理業</u></p>
<p>(4) <u>労働者派遣事業</u></p>	<p>(4) <u>セミナー、研修会への講師派遣業</u></p>
<p>(5) <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>	<p>(5) <u>労働者派遣事業</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(6) <u>著述業</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(7) <u>電子決済等代行業</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(8) <u>電子計算機端末による電子データ伝送交換事業</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(9) <u>コンピュータシステム、ネットワークシステム等の企画、開発、製作、販売、運用、保守、管理、リース及びレンタル</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(10) <u>株式、債券等の有価証券の保有、運用、管理及び売買その他の投資事業</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(11) <u>投資事業組合の財産運用及び管理に関する業務</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(12) <u>以上に付帯又は関連する一切の業務</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2. 当社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第38条 (効力発生日)</u> <u>第1条及び第2条の変更は、2021年10月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は、その効力発生日をもってこれを削除するものとする。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会	2021年6月24日 (予定)
定款変更の効力発生日	2021年10月1日 (予定)

以 上